

**第1問** 平成31年5月10日、司法書士民事鋭司は、事務所を訪れた株式会社スマイル及び株式会社プリズムの各代表者から、別紙1及び2の内容が記載された登記事項証明書の提示を受け、今後予定している合併の手続について相談を受けた。司法書士民事鋭司は、各代表者より、事情を聴取し、合併の手続の要件などを説明した。

平成31年6月1日、司法書士民事鋭司は、事務所を訪れた株式会社スマイルの代表者から、別紙1及び別紙3の書類のほか、登記申請に必要な書類の提示を受けて確認を行い、別紙9のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士民事鋭司は、株式会社スマイルの代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。なお、この際、株式会社スマイルの代表者は、先日の説明のとおり、合併手続を進めていることを司法書士民事鋭司に伝えた。

平成31年7月3日、司法書士民事鋭司は、再度事務所を訪れた株式会社スマイルの代表者から、別紙2と別紙4から8までの書類のほか、登記申請に必要な書類の提示を受けて確認を行い、別紙10のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士民事鋭司は、株式会社スマイルの代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

司法書士民事鋭司は、これらの依頼に基づき、登記申請に必要な書類の交付を受け、管轄登記所に対し、会社法の定める登記申請期間内である、同年6月1日及び同年7月3日にそれぞれの登記の申請をすることとした。

以上に基づき、次の問1から問3までに答えなさい。

問1 平成31年6月1日に司法書士民事鋭司が申請をした登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額並びに添付書面の名称及び通数を第1問答案用紙の第1欄に記載しなさい。ただし、登録免許税額の内訳については、記載することを要しない。

問2 平成31年7月3日に司法書士民事鋭司が株式会社スマイルについて申請をした登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額並びに添付書面の名称及び通数を第1問答案用紙の第2欄に記載しなさい。また、同日株式会社プリズムについて申請をした登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額並びに添付書面の名称及び通数を第1問答案用紙の第3欄に記載しなさい。ただし、いずれについても、登録免許税額の内訳について記載することを要しない。

問 3 株式会社スマイルの代表者から受領した書面及び聴取した内容のうち、登記することができない事項がある場合には、当該事項及びその理由を第 1 問答案用紙の第 4 欄に記載しなさい。

(答案作成に当たっての注意事項)

- 1 登記申請書の添付書面については、全て適式に調えられており、所要の記名・押印がされているものとする。
- 2 登記申請書の添付書面については、他の書面を援用することができる場合でも、援用しないものとする。
- 3 解答欄の各欄に記載すべき事項がない場合には、該当の欄に「なし」と記載すること。
- 4 株式会社スマイル及び株式会社プリズムの定款には、別紙 1 から 10 までに現れている以外には、会社法の規定と異なる定めは、存しないものとする。
- 5 別紙中、(中略)又は(以下省略)と記載されている部分は、いずれも、有効な記載があるものとする。
- 6 被選任者及び被選定者の就任承諾は、選任され、又は選定された日に適法に得られているものとする。
- 7 申請書に会社法人等番号を記載することによる登記事項証明書の添付の省略は、しないものとする。
- 8 東京都江東区及び墨田区は東京法務局墨田出張所の管轄である。
- 9 登記の申請に伴って必要となる印鑑の提出手続は、適式にされているものとする。
- 10 数字を記載する場合には、算用数字を使用すること。
- 11 訂正、加入又は削除をしたときは、押印や字数を記載することを要しない。ただし、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。

別紙1

【平成31年5月10日現在の株式会社スマイルに係る登記記録の抜粋】

会社法人等番号	0106-01-355420	
商号	株式会社スマイル	
本店	東京都江東区亀戸三丁目2番1号	
公告をする方法	日本経済新聞に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成8年4月1日	
目的	1 飲食料品の販売 2 前号に附帯関連する一切の事業	
発行可能株式総数	1000株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 180株	
資本金の額	金1000万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。	
役員に関する事項	取締役 A	平成21年10月20日重任
	取締役 B	平成21年10月20日重任
	東京都豊島区目白一丁目7番1号 代表取締役 A	平成21年10月20日重任
	東京都江戸川区小岩六丁目2番3号 代表取締役 B	平成21年10月20日重任
登記記録に関する 事項	平成24年10月1日千葉県松戸市北松戸2丁目5番1号から本店移転 平成24年10月4日登記	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成31年5月10日

東京法務局 墨田出張所

登記官

法 務 憲 治



## 別紙 2

## 【平成 31 年 5 月 10 日現在の株式会社プリズムに係る登記記録の抜粋】

会社法人等番号	0106-01-220456	
商号	株式会社プリズム	
本店	東京都墨田区菊川一丁目4番1号	
公告をする方法	官報に掲載して行う。	
会社成立の年月日	平成19年4月1日	
目的	1 レストランの経営 2 前号に附帯関連する一切の事業	
発行可能株式総数	1000株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1000株	
資本金の額	金1000万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには当会社の承認を要する。	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する。	
役員に関する事項	取締役 F	平成27年11月20日重任 平成27年11月25日登記
	取締役 G	平成27年11月20日重任 平成27年11月25日登記
	取締役 H	平成27年11月20日就任 平成27年11月25日登記
	東京都新宿区高田五丁目8番2号 代表取締役 F	平成27年11月20日重任 平成27年11月25日登記
	監査役 I	平成27年11月20日重任 平成27年11月25日登記
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社	
登記記録に関する 事項	設立  平成19年4月1日登記	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成 31 年 5 月 10 日

東京法務局 墨田出張所

登記官

法 務 憲 治



【平成 31 年 5 月 24 日開催の株式会社スマイルの臨時株主総会における議事の概要】

第 1 号議案 株式の分割の件

株式の分割について、次のとおり内容の説明を行い議場に諮ったところ、満場一致により承認可決された。

1. 増加する株式の総数の株式の分割前の発行済株式の総数に対する割合：59
2. 基準日：平成 31 年 5 月 31 日（当日現在までに株主名簿に記載された株主）
3. 効力発生日：平成 31 年 6 月 1 日

第 2 号議案 定款の一部変更の件

次のとおり、定款の一部を変更することについて、議場に諮ったところ、満場一致により承認可決された。

変更前	変更後
<p>【目的】</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 飲食料品の販売</li> <li>2 前号に附帯関連する一切の事業</li> </ol>	<p>【目的】</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 飲食料品の販売</li> <li>(2) レストランの経営</li> <li>(3) 前各号に附帯関連する一切の事業</li> </ol>
<p>【発行可能株式総数】</p> <p>第 4 条 当社の発行可能株式総数は、1000 株とする。</p>	<p>【発行可能株式総数】</p> <p>第 4 条 当社の発行可能株式総数は、4 万株とする。</p> <p>（但し、この定款変更の効力は、平成 31 年 6 月 1 日より生ずる。）</p>
<p>【新設】</p>	<p>【単元株式数】</p> <p>第 4 条の 1 当社の単元株式数は、60 株とする。</p> <p>（但し、この定款変更の効力は、平成 31 年 6 月 1 日より生ずる。）</p>
<p>【取締役の任期】</p> <p>第 14 条 取締役の任期は、その選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>【取締役の任期】</p> <p>第 14 条 取締役の任期は、その選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

第3号議案 取締役選任の件

次のとおり、取締役を選任することについて、議場に諮ったところ、満場一致により承認可決された。

東京都豊島区目白一丁目7番1号

取締役A

(以下省略)

【平成 31 年 5 月 14 日吸収合併契約書の概要】

株式会社スマイル（以下、「甲」という。）と株式会社プリズム（以下、「乙」という。）は、合併に関し次のとおり契約を締結する。

第 1 条 （吸収合併存続株式会社及び吸収合併消滅株式会社の商号及び住所）

吸収合併当事会社の商号及び住所は次のとおりである。

吸収合併存続株式会社 東京都江東区亀戸三丁目 2 番 1 号 株式会社スマイル

吸収合併消滅株式会社 東京都墨田区菊川一丁目 4 番 1 号 株式会社プリズム

（中略）

第 4 条 （吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅株式会社の株主に交付する株式）

甲は、吸収合併に際して、普通株式 1000 株を発行し、次条に定める吸収合併の効力発生日における乙の株主に対して、その所有する乙の株式 1 株につき、甲の株式 1 株の割合をもって割当交付する。

第 5 条 （吸収合併の効力発生日）

吸収合併がその効力を生ずる日は、平成 31 年 7 月 1 日とする。ただし、吸収合併手続の進行上の必要性、その他の事由により、甲乙協議のうえこれを変更することができる。

第 6 条 （吸収合併存続株式会社が吸収合併に際して増加する資本金及び資本準備金）

① 甲は、吸収合併に際して、資本金の額を 1000 万円増加する。

② 甲は、吸収合併に際して、会社計算規則に定める株主資本等変動額から、増加する資本金の額を減じて得た額の全額を資本準備金とする。

第 7 条 （機関の設置）

甲は、吸収合併に際して、取締役会及び監査役を設置するものとする。

第 8 条 （株式の譲渡制限の廃止）

甲は、吸収合併に際して、株式の譲渡制限に関する規定を廃止するものとする。

る。

(中略)

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成31年5月14日

(以下省略)

別紙5

【平成31年5月16日付官報公告】

合 併 公 告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 日本経済新聞

掲載の日付 平成30年10月19日

掲載頁 24頁

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 平成30年11月22日

掲載頁 30頁

平成31年5月16日

(甲) 東京都江東区亀戸三丁目2番1号 株式会社スマイル 代表取締役 A

(乙) 東京都墨田区菊川一丁目4番1号 株式会社プリズム 代表取締役 F

別紙6

【平成31年6月28日開催の株式会社プリズムの臨時株主総会における議事の概要】

第1号議案 吸収合併契約に関する件

平成31年5月14日、東京都江東区亀戸三丁目2番1号の株式会社スマイルとの間において締結した吸収合併契約につき、その承認を求めたところ、満場一致により承認可決された。

(以下省略)

【平成31年6月28日開催の株式会社スマイルの臨時株主総会における議事の概要】

第1号議案 株式の譲渡制限に関する規定廃止の件

定款の一部を変更して、株式の譲渡制限に関する規定を廃止することについて、議場に諮ったところ、満場一致により承認可決された。

第2号議案 取締役会設置及び監査役設置に関する件

定款の一部を変更して、取締役会及び監査役を設置することについて、議場に諮ったところ、満場一致により承認可決された。

第3号議案 取締役及び監査役の選任の件

次のとおり、取締役及び監査役を選任することについて、議場に諮ったところ、満場一致により承認可決された。なお、被選任者は、席上就任を承諾した。

記

東京都豊島区目白一丁目7番1号

取締役 A

東京都北区赤羽五丁目5番5号

取締役 C

東京都大田区池上二丁目8番8号

取締役 D

東京都江東区亀戸一丁目2番1号

監査役 E

(以下省略)

【平成 31 年 6 月 28 日開催の株式会社スマイルの取締役会における議事の概要】

第 1 号議案 代表取締役選定の件

次の者を代表取締役に選定することについて、出席取締役全員の賛成により決定した。

記

東京都豊島区目白一丁目 7 番 1 号

代表取締役 A

東京都北区赤羽五丁目 5 番 5 号

代表取締役 C

第 2 号議案 吸収合併契約の承認に関する件

平成 31 年 5 月 14 日、東京都墨田区菊川一丁目 4 番 1 号の株式会社プリズムと締結した吸収合併契約を承認する決定がなされた。

(以下省略)

別紙9

【司法書士民事鋭司の聴取記録(平成31年6月1日)】

- 1 株式会社スマイルの定款には次のような規定が存在する。
  - (1) 当社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月末日までとする。
  - (2) 当社の取締役の任期はその選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 別紙1に記載された申請会社の役員等は、いずれも、別紙1に記載された就任の日を選任又は選定され、即時就任を承諾した者である。
- 3 平成31年5月24日、株式会社スマイルの臨時株主総会が開催され、議決権を有する株主全員出席のもと適法に成立した。その議事の概要は別紙3のとおりであり、同議事録には、Aの登記所に提出している印鑑が押印されている。
- 4 株式の分割に関する公告は、平成31年5月15日付けで日本経済新聞に掲載されている。

【司法書士民事鋭司の聴取記録(平成 31 年 7 月 3 日)】

- 1 平成 31 年 5 月 14 日, 株式会社スマイルと株式会社プリズムの代表者は, 吸収合併契約を締結した。その概要は別紙 4 のとおりである。
- 2 株式会社スマイルは株式会社プリズムの株式を保有してはいない。
- 3 株式会社スマイル及び株式会社プリズムは, 自己株式を保有していない。
- 4 本件吸収合併に当たって, 株式会社プリズムの承継債務額はその承継資産額を超えず, 会社計算規則に定める株式会社スマイルの株主資本等変動額は 1200 万円である。また, 株式会社スマイルの純資産額として会社法施行規則 196 条で定める方法により算定された額は 1 億 800 万円であり, 1 株当たりの純資産額は 1 万円である。
- 5 株式会社プリズムは, 現にその株式について株券を発行していない。
- 6 平成 31 年 5 月 16 日, 株式会社スマイル及び株式会社プリズムは, 官報に吸収合併をする旨の公告を行った。その概要は別紙 5 のとおりである。また, 株式会社スマイルは, 同日付の日本経済新聞においても同様の公告を行い, 株式会社プリズムは, 債権者に対して必要な手続を執った。両社に対し, 当該異議申述期限までに本件吸収合併に異議を述べた債権者はいなかった。
- 7 本吸収合併当事会社は, 株主に対し, 吸収合併に関する必要な事項を適法に通知している。
- 8 平成 31 年 6 月 28 日, 株式会社プリズムの臨時株主総会が開催され, 議決権を有する株主全員の出席のもと適法に成立した。その議事の概要は別紙 6 のとおりである。また, 本臨時株主総会の議案について反対した株主はいなかった。
- 9 平成 31 年 6 月 28 日, 株式会社スマイルの臨時株主総会が開催され, 議決権を有する株主全員の出席のもと適法に成立した。その議事の概要は別紙 7 のとおりである。
- 10 平成 31 年 6 月 28 日, 株式会社スマイルの臨時株主総会終結後に開催された取締役会には, 取締役及び監査役の全員が出席した。その議事の概要は別紙 8 のとおりであり, 同議事録には, Aの登記所に提出している印鑑が押印されている。なお, 株式会社スマイルにおいて吸収合併に反対する旨を通知した株主はいなかった。
- 11 吸収合併契約に関する書面等の本店における備置きの手続は, 事前及び事後に適法に行われている。
- 12 株式会社プリズムの定款には次のような規定が存在する。
  - (1) 当会社の事業年度は, 毎年 9 月 1 日から翌年 8 月末日までとする。

- (2) 当社の取締役及び監査役の任期はその選任後 5 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。